

判定基準

危険物の規制に関する規則 総理府令第55号第20条の8

〈磁粉探傷試験及び浸透探傷試験〉

第20条の8 特定屋外所蔵タンクの側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては、底板）、アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（溶接部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合は、浸透探傷試験を行うことができる。この場合においては第3項に定める基準に適合するものでなければならない。

- 2 磁粉探傷試験に関する合格の基準は、次のとおりとする。
 - 一 割れないものであること。
 - 二 アンダーカットは、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手については、0.4 mm以下のもの、その他の部分の溶接継手については、ないものであること。
 - 三 磁粉模様（疑似磁粉模様を除く。以下この項において同じ。）は、その長さ（磁粉模様の長さがその幅の3倍未満のものは浸透探傷試験による指示模様の長さとし、2以上の磁粉模様がほぼ同一線上に2mm以下の間隔で存する場合（相隣接する磁粉模様のいずれかが長さ2mm以下のものであつて当該磁粉模様の長さ以上の間隔で存する場合を除く。）は、当該磁粉模様の長さ及び当該間隔の合計長さとする。次号において同じ。）が、4mm以下であること。
 - 四 磁粉模様が存する任意の箇所について25cm²の長方形（一辺の長さは15cmを限界とする。）の部分において、長さが1mmを超える磁粉模様の長さの合計が8mm以下であること。
- 3 浸透探傷試験に関する合格の基準は、次のとおりとする。
 - 一 割れないものであること。
 - 二 指示模様（疑似指示模様を除く。以下この項において同じ。）は、その長さ（2以上の指示模様がほぼ同一線上に2mm以下の間隔で存する場合（相隣接する指示模様のいずれかが長さ2mm以下のものであつて当該指示模様の長さ以上の間隔で存する場合を除く。）は、当該指示模様の長さ及び当該間隔の合計の長さ。次項において同じ。）が、4mm以下であること。
 - 三 指示模様が存する任意の箇所について25cm²の長方形（一辺の長さは15cmを限度とする。）の部分において、長さが1mmを超える指示模様の長さの合計が8mm以下であること。